

お手続き・ご相談の窓口

この制度は都道府県・指定都市の条例に

もとづいて実施されています。

お手続き、ご相談は、

- 市区町村
- 福祉事務所
- 都道府県・指定都市障害福祉担当部署等

で、お受けしています。

心身障害扶養共済制度に
かかる、年金を受けている
皆様へ

年金受給者



個人情報の取扱い

心身障害者扶養共済制度に基づき、都道府県指定都市が知り得る加入者（保護者）、障害のある方及び年金管理者の個人情報は、本条例の定める利用目的以外に使用することはありません。



(平成26年4月1日作成)

*独立行政法人福祉医療機構は、個人情報(お客様情報)の取扱いについて、個人情報保護方針に基づき、業務を遂行するため以外には利用しません。



心身障害扶養共済制度に
かかるお手続き等に
関するお知らせです

心身障害扶養共済制度とは？

●この制度は・・・

障害のある方の保護者の相互扶助の精神に基づいて、保護者が自の生存中に毎月一定額の掛金を納付することにより、保護者が万一死亡したときなどに、障害のある方に終身一定の年金を支給するという任意加入の制度です。

●年金額は・・・

1口加入の場合…月額2万円（年間24万円）
2口加入の場合…月額4万円（年間48万円）

心身障害扶養共済制度にかかる年金を確実に受取ください。

心身障害者扶養共済制度は、障害をお持ちの方を扶養されていた加入者の方がお亡くなりになった場合などに、障害をお持ちの方に終身の年金が支払われるという任意加入の制度です。

年金が支給されるようになってからも、年金を続けて受取るための手続き（現況届など）をとらないと、すみやかに年金をお支払いできない場合があります。

加入者の方がこの制度に加入していたご意思をお汲み取りいただき、お手続きはお忘れのないようお願いいたします。

なお、年金の管理・手続きが困難になった場合は、「年金管理者」制度がありますので「お手続き・ご相談の窓口」まで、ご相談ください。



各種お手続きは、お忘れなくお願いします。

注意

- 各種の手続きや年金の管理が困難な場合は、「年金管理者」を指定し、手続きなどをその方にご協力いただくことができます。
- 「年金」を確実に受取るために、各種手続きは、必ず行なってください。



このようなときは、すみやかに^{てつづ}おこな^{おこな}手続きを行ってください

まいとし がつ げんきょうとどけ じゅうみんひょう うつ
**毎年5月、現況届と住民票の写しを
 ていしゆつ
 提出してください。**

ひつようしよるい
必要書類

- ^{ねんきんじゆきゆうけんしやげんきょうとどけしよ}年金受給権者現況届書
- ^{じゅうみんひょう うつ いこう はっこう}住民票の写し(4月以降に発行されたもの)

ちゅうい
ご注意

- ^{ていしゆつ ばあい ていしゆつ う あいだ}ご提出がない場合、ご提出を受けるまでの間、
^{ねんきん さしとめ}年金が差し止められます。

^{とどうふけん していとし}都道府県・指定都市によって、
^{てつづ こと ばあい}手続きが異なる場合があります。

ていしゆつ
**提出
 あり**

ねんきん
**年金
 ぞっこう
 続行**

ていしゆつ
**提出
 なし**

ねんきん
**年金
 さしとめ
 差止**

つぎ がいとう きかん ねんきん
**次に該当する期間の年金は
 しはらい
 お支払しません。**

- ^{ねんきんじゆきゆうしや しよざい ひとつきいじょうふめい}年金受給者の所在が一月以上不明のとき
- ^{ちやうえきまた きんこ けい しよ けい しつこう}懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の執行を
^う受けているとき
- ^{にほんこくない じゅうしよ ゆう}日本国内に住所を有しないとき

ねんきん
**年金
 ていし
 停止**



このようなときは、すみやかに^{てつづ}お手続き^{おこな}を行ってください

けっこん ^{なまえ}
結婚などでお名前が
かわったとき

ねんきん ^{うと}
年金を受け取っている
きんゆうきかん ^{へんこう}
金融機関を変更したい、
または^{へんこう}変更したとき

じゅうしょ
住所が
かわったとき

こうざ ^{へんこう}
口座を変更したい、
または^{へんこう}変更したとき

ねんきんかんりしゃ ^{してい}
年金管理者を指定したい
または^{へんこう}変更したいとき

その他^た

とどうふけん ^{していとし} 都道府県・指定都市によって、^{てつづ}手続きが異なる^{こと}場合があります。^{ばあい}